

富山大学 学報

第262号

目 次

関 係 法 令..... 1	昭 和 60 年 度 富 山 県 内 国 立 学 校 等 事 務 職 員 (初任者) 研修..... 5
学 事..... 2	昭 和 60 年 度 文 部 省 北 陸 地 区 共 同 行 事 体 育 大 会..... 6
昭 和 60 年 度 日 本 学 術 振 興 会 特 定 国 派 遣 研究者の決定..... 2	健 康 診 断 の お 知 ら せ..... 8
昭 和 61 年 度 大 学 入 学 者 選 拔 共 通 第 1 次 学力試験受験案内の交付..... 2	寄 稿 〈冬 の モ ス ク ワ〉..... 8
人 事 異 動..... 3	職 員 消 息..... 10
学 内 諸 報..... 4	主 要 行 事..... 10
海 外 渡 航 者..... 4	資 料..... 12
	人 事 院 勧 告 に つ い て..... 12

関 係 法 令

(官報掲
載月日)

(官報掲
載月日)

告 示

- 大学の名称を変更する件 (文部113) 8・7
- 大学等の研究機関等における組換えDNA
実験指針の一部を改正する件 (文部115) 8・24

- 大学等の研究機関等における組換えDNA
実験指針に基づき、宿主一ベクター系を
B1レベルの宿主一ベクター系として認
定する件 (文部116) 8・24

学 事

昭和60年度日本学術振興会特定国派遣研究者の決定

所 属	職	氏 名	派遣先（同機関）	研 究 課 題	派 遣 期 間
教養部	助教授	気賀澤保規	中華人民共和国 （北京大学歴史系、陝西 師範大学唐史研究所 ほか）	隋唐時代における国家と社 会に関する研究	60. 9. 16 ） 61. 8. 24

昭和61年度大学入学者選抜共通第1次
学力試験受験案内の交付

昭和61年1月25日(土)、26日(日)の両日にわたって実施される昭和61年度大学入学者選抜共通第1次学力試験の受験案内が、9月2日(月)から交付されています。富山県内の分については、本学の学生部学生課で一括し

て交付することになっています。

なお、同試験に関する実施日程等は、次のとおりです。

昭和61年度国公立大学等入学者選抜実施日程

共通第1次学力試験	年 月 日	各大学が実施する第2次試験
<p>受験案内発表、配付開始</p> <p>検定料納付</p> <p>出 願 受 付</p> <p>確認はがき送付(出題内容確認)</p> <p>受験票等送付</p> <p>大学・学部等志望状況発表</p> <p>試 験 実 施</p> <p>正解等を発表</p> <p>追試験実施</p> <p>試験実施結果の概要等の中間発表</p>	<p>昭和60年7月末まで</p> <p>9月2日(月)から</p> <p>原則として9月2日(月)から11月2日(土)まで</p> <p>10月30日(木)から11月8日(金)まで</p> <p>出願後3週間頃まで</p> <p>12月下旬まで</p> <p>12月25日(水)まで</p> <p>昭和61年1月上旬まで</p> <p>1月25日(土)・26日(日)</p> <p>1月27日(月)</p> <p>2月1日(土)・2日(日)</p> <p>2月7日(金)まで</p> <p>2月7日(金)まで</p>	<p>第2次試験実施要項発表</p> <p>募集要項発表、配付開始</p> <p>推薦入学(共通第1次学力試験を課さない場合)の結果発表(実施大学だけ)</p>

共通第1次学力試験	年 月 日	各大学が実施する第2次試験
試験実施結果の概要等の最終発表	2月8日(土)から15日(土)まで	各公立大学も (出願受付)ほぼ同じ時期
	2月17日(月)以降	2段階選抜と推薦入学(共通第1次学力試験を課す場合)の結果発表(実施大学だけ)
	2月26日(水)まで	
	3月4日(火)から	(各国立大学と大部分の公立大学が試験実施)
	3月5日(水)以降	(一部の公立大学が試験実施)
	3月20日(木)まで	各国立大学が合格者発表(各公立大学もこれに準ずる)
3月21日(金)以降	(一部の国公立大学が第2次募集を実施)	

人事異動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採 用	60. 9. 1	辻 沢 弥八郎		臨時用務員(教育学部作業員)	富山大学長
	"	土 井 美都子		" (")	"
	"	坂 林 梅 松		" (経済学部作業員)	"
	"	井 波 外志子		教務補佐員(教養部)	"
	"	本 田 善 彦		事務補佐員(附属図書館)	"
	"	藤 木 彌三郎		" (")	"
昇 任	"	小 松 和 生	助教授(経済学部)	教授(経済学部)	文部大臣
	"	増 田 信 彦	" (")	" (")	"
退 職	"	山 田 秋 恵	事務補佐員(附属図書館工学部分館)	昭和60年8月31日限り退職した	富山大学長
死 亡	60. 8. 23	草 島 幸 雄	経済学部庶務係長	死亡	

学 内 諸 報

海 外 渡 航 者

渡航の種類	所 属	職	氏 名	渡 航 先 国	目 的	期 間
外国出張	理 学 部	教 授	佐藤 清雄	アメリカ合衆国	磁気に関する国際会議 で論文発表及び研究打 合せのため	60. 8. 25 } 60. 9. 1
	"	助 手	竹内 章	公海上 アメリカ合衆国	化学トレーサーによる 北太平洋の海水循環の 研究のため	60. 8. 6 } 60. 9. 19
海外研修旅行	人 文 学 部	助教授	榎木 謙周	中華人民共和国	日中都城の比較調査の ため	60. 8. 15 } 60. 8. 27
	"	"	服部 良久	オーストリア イタリア ドイツ連邦共和国 オランダ ベルギー フランス	オーストリア中世史の 研究のため	60. 8. 29 } 61. 8. 14
	経 済 学 部	"	菊田 健作	アメリカ合衆国 メキシコ カナダ	ゲーム理論とオペレー ションズ・リサーチの 調査研究のため	60. 8. 12 } 61. 8. 20
	理 学 部	助 手	酒井 英男	チェッコ スロヴァキア	第5回国際地磁気・超 高層物理シンポジウム 出席と論文発表のため	60. 8. 10 } 60. 8. 19
	工 学 部	助教授	坂井 純一	アメリカ合衆国	NSO/SMM夏の会議及 び太陽フレアー立ち上 がりに関する研究集会 に出席発表並びにテキ サス大学で宇宙プラズ マに関する共同研究の ため	60. 8. 16 } 60. 10. 8
	教 養 部	教 授	小島 覚	カナダ	カナダ, アルバータ州 の生態系分類に関する 研究のため	60, 8. 10 } 60. 9. 2
	"	助教授	三原 健一	アメリカ合衆国	変形生成文法理論に関 する研究のため 一特にGB理論におけ る変項束縛について一	60. 8. 1 } 61. 6. 2

昭和60年度富山県内国立学校等事務職員(初任者)研修

昭和60年度富山県内国立学校等事務職員(初任者)研修が、去る8月19日(日)から8月22日(水)までの4日間富山大学事務局中会議室及び国立立山少年自然の家大研修室において実施されました。

本研修は、富山大学、富山工業高等専門学校、富山商船高等専門学校及び国立立山少年自然の家の4機関合同研修として、それぞれの機関に新たに採用となった者に対して国民全体の奉仕者としての国家公務員の使命と心構えを自覚させると共に、職員としてこれか

らの文部行政に共通して必要な職務遂行上の基礎的な知識・技能・態度を養成し、併せて文部省機関職員としての一体感を培うことを目的としたもので、受講者及び研修日程は次のとおりです。

1. 受講者

富山大学

経理部	文部事務官	村道 俊一
人文学部・理学部	〃	西村 孝司
〃	〃	高木 晃
経済学部	〃	森田 智
教養部	〃	船崎 浩之
附属図書館	〃	岡畑 京子
経営短期大学部	〃	小林 雄二

富山工業高等専門学校

学生課	文部事務官	河合 真郎
-----	-------	-------

富山商船高等専門学校

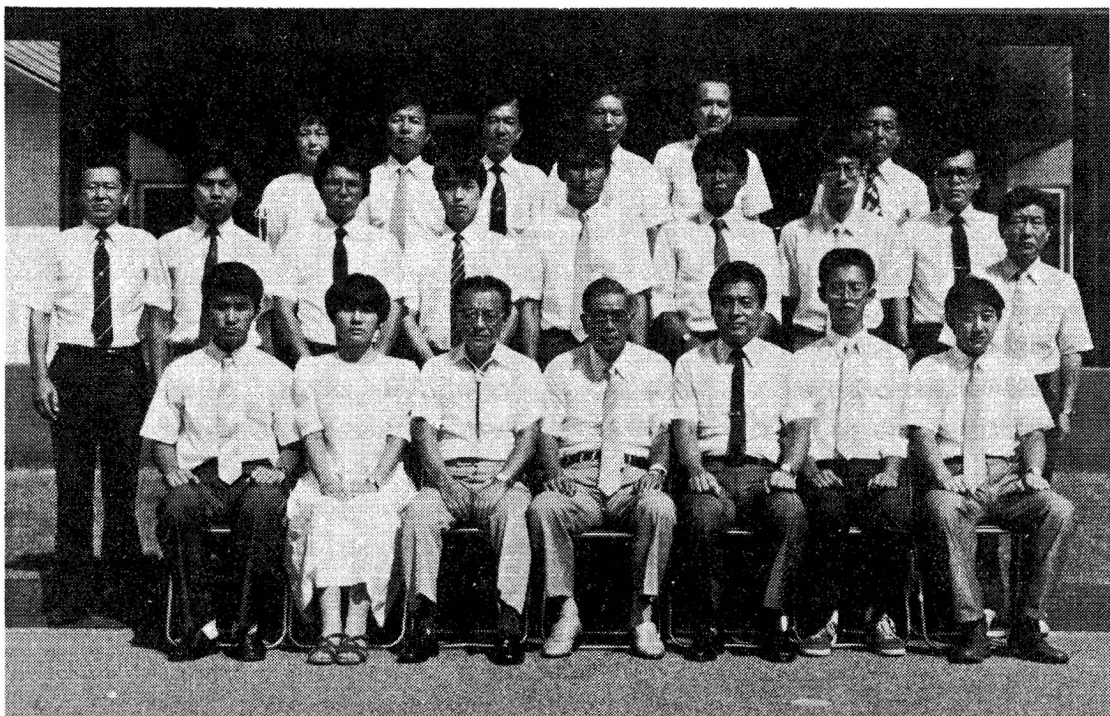
庶務課	文部技官	大内 修一
-----	------	-------

国立立山少年自然の家

事業課	文部事務官	光澤 和嗣
-----	-------	-------



(事務局長の講義)



2. 研修日程

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
8月19日(月)	開講式 オリエンテーション及び自己紹介	「国立学校等の管理運営について」 事務局長 西村 清	執務の基礎知識Ⅰ 「国立学校等の沿革と組織について」 庶務課課長補佐 高松 正雄	休 憩	執務の基礎知識Ⅱ 「厚生補導事務の概要について」 学生課課長補佐 森 慶二	執務の基礎知識Ⅲ 「共済組合(短期給付)について」 経理課給与係長 刈賀 春樹	執務の基礎知識Ⅳ 「予算のしくみと執行について」 主計課課長補佐 石黒 勝夫	移 動 国立立山少年自然の家へ	懇談会(一泊)
8月20日(火)	体操・散策 「行政組織と国立学校等の現況について」 庶務部長 小杉 宏	「公務員と人生について」 国立立山少年自然の家所長 藤田 茂幸	公務員制度Ⅰ 「勤務時間と休暇について」 国立立山少年自然の家庶務係長 五百崎 喜明	休 憩	見 学 ・ 移 動 富山県に置かれる文部省機関巡り 登山研修所 富山工業高等専門学校 富山商船高等専門学校 富山大学(帰校)				
8月21日(水)	執務の基礎知識Ⅴ 「接遇の知識と実際について」 庶務課庶務係長 泉 三 郎		講 演 「健康管理について」 保健管理センター教授 中村 剛	休 憩	班別討議 「公務員となって(先輩を囲んで)」 ・第1班 人事課任用係長前田邦樹 ・第2班 人事課職員係長長沢義男	公務員制度Ⅱ 「服務・分限・懲戒について」 富山工業高等専門学校人事係長 能 登 功	レクリエーション		
8月22日(木)	執務の基礎知識Ⅵ 「文書事務の進め方について」 庶務課文書係長 西尾 武	執務の基礎知識Ⅶ 「事務電算化の実務について」 経理課給与係 太田 則 春	休 憩	公務員制度Ⅲ 「給与・災害補償について」 ・富山商船高等専門学校人事係長 石黒 外治 ・人事課給与係長 森井 正		「人事管理について」 人事課長 増井 重信	アンケート 閉講式		

昭和60年度文部省北陸地区共同行事体育大会

昭和60年度の文部省北陸地区共同行事体育大会が、去る8月20日(火)に金沢大学の当番で開催されました。本年度の競技は、ソフトボール、バドミントンの2種目で行われ、本学からは2種目合わせて28名の選手が参加しました。競技は、それぞれの会場において午前9時30分ごろから始まり、当日は、真夏にもかかわらず晴時々曇という絶好のスポーツ日和でした。しかしソフトボールにおいては、1回戦で強豪金大Bチームに13対5と圧勝したが、2回戦では、福大Aと投手戦となり1対1で引き分け、抽選の末負けとなり惜しくも準決勝進出はなりませんでした。

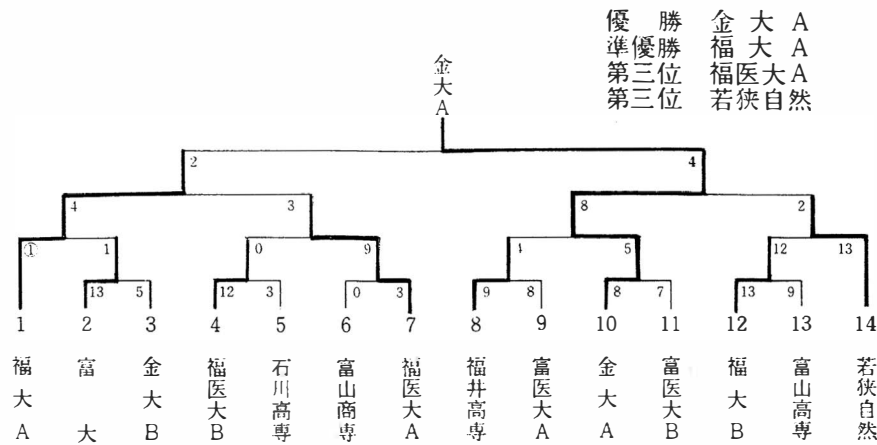
また、バドミントンにおいて、Cゾーンの富大Aは、福医大Bに対して3対0で圧勝し、対富山商専には2対1で勝ったが、強豪金大Bに敗れ予選リーグ第2位、Dゾーンの富大Bは、福井高専に3対0で圧勝したが、富医大B、金大Cのそれぞれに敗れ第3位となり健闘むなしく決勝トーナメント進出はなりませんでした。

なお、成績等詳細は次のとおりです。

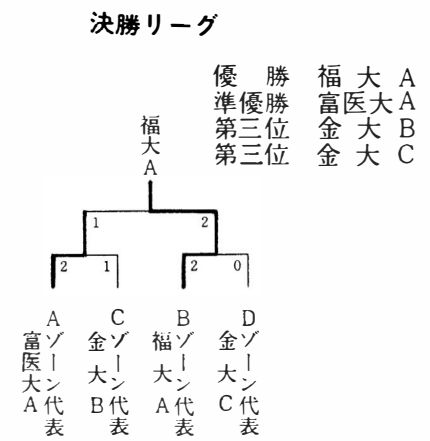
- (1)日 時 昭和60年8月20日(火)9:30~16:30
- (2)会 場 ソフトボール 湖南野球場
バドミントン 金沢市総合体育館
- (3)参加人員 28名(ソフトボール13名、バドミントン15名)



ソフトボール競技結果表



バドミントン競技結果表



バドミントン競技予選リーグ

Aゾーン

チーム名	福医大A	福大B	石川高専	富山高専	富医大A	順位
福医大A	-	1-2	1-2	3-0	0-3	4
福大B	2-1	-	2-1	2-1	0-3	2
石川高専	2-1	1-2	-	3-0	0-3	3
富山高専	0-3	1-2	0-3	-	0-3	5
富医大A	3-0	3-0	3-0	3-0	-	1

Bゾーン

チーム名	福大A	高岡短大	能登青年	金大A	順位
福大A	-	3-0	3-0	3-0	1
高岡短大	0-3	-	1-2	0-3	4
能登青年	0-3	2-1	-	0-3	3
金大A	0-3	3-0	3-0	-	2

Cゾーン

チーム名	富大A	福医大B	金大B	富山商専	順位
富大A	-	3-0	0-3	2-1	2
福医大B	0-3	-	0-3	0-3	4
金大B	3-0	3-0	-	3-0	1
富山商専	1-2	3-0	0-3	-	3

Dゾーン

チーム名	福井高専	富医大B	富大B	金大C	順位
福井高専	-	1-2	0-3	0-3	4
富医大B	2-1	-	2-1	0-3	2
富大B	3-0	1-2	-	1-2	3
金大C	3-0	3-0	2-1	-	1

健康診断のお知らせ

次のとおり健康診断が実施されますのでお知らせします。

なお、実施月日については、都合により変更される場合もありますので掲示等に注意してください。

(問合せは、人事課任用係
(内線269)へ)

検 診 項 目	実施月日	場 所	対 象 者
胃 の 検 査 肝 機 能 の 検 査 (G O T, G P T, T C)	10月7日(月) 10月8日(火) 10月9日(水)	保健管理 センター	40歳以上の職員
循 環 器 の 検 査 (心電図, 血圧)	11月11日(月) 11月12日(火) 11月13日(水) 11月14日(木)	〃	35歳以上の職員
婦人科検診(子宮がん)	2月上旬	〃	35歳以上の女子職員

寄 稿

〈冬のモスクワ〉

人文学部助教授 矢 沢 英 一

真夏に記す冬の印象とはいささか覚束なく、具合の悪いものではあるが、8か月余り滞在したモスクワについて書くとなると、やはりまっさきに思い浮ぶのは冬の日々の情景である。

その前年、前々年と暖冬が続いたものの、今年こそは大変なマロース(厳寒)がやってくる、ななかまどがあんなに赤く実っているのだから、とロシア人たちはしきりに話していた。秋にななかまどの実が濃く色づくのと、その年には必ずマロースにおそわれる——彼等はそう信じている。そして、実際にそうなった。

9月半ばからの「小春日和」が過ぎ、森の樹々や街路樹がいっせいに黄ばむ「黄金の秋」にかげりがみえはじめると、空はどんよりとして重苦しく、吹く風も冷たくなってきた。10月15日に白いものがちらほら舞ってきて、すぐに消えたが、翌日は本格的な雪になった。横なぐりに降る冷たい雪だった。この頃から気温がマイナスに転じ、雪の日が多くなっていった。

11月28日についにマロースがやってきた。マイナス20度。戸外に出ると空気がぴーんと張りつめたような感じで(大袈裟に言えば呼吸をするのが苦しい感じで)、鼻の中がもぞもぞし、顔の皮膚がこわばる。これまで経験したことのない異様な感覚だった。このマロースは、しかし、2日続いただけで、そのあとはしばらく平常の気温が続く、と再びマロース。……不思議なもので一度マロースを経験すると、マイナス10度前後はそれほど寒いとは感じられなくなる。あるロシア人のいわ

く——マロースになれば晴天で気分もいいし、風邪もひかない(風邪の菌も死んでしまう)。つまり、曇ったり雪が降ったりするのは気温がまだそれほど低くないというわけだ。

最初のマロースのあと、私はポリショイ劇場に程近い「子供の世界」という店で円型の温度計を買い、宿



舎の窓の外枠にガムテープで貼りつけた。以後、毎朝眼を覚ますとまっさきに窓越しにこの温度計の目盛りを読み、その日の身仕度を決めるのが日課となった。マロースのときは毛皮外套ドブリーヨーンカを着て出るし、靴下も重ねばきする。マイナス10度前後なら日本から持ってきた軽い、キルティングのコートで大丈夫だ。しかし、どんな場合も毛皮帽子シャープカなしではすまされない。勿論、傘はいらない。

ロシア人はマロースがきても、どんなに雪が降っても戸外の散歩を欠かさない。雪の中を若い母親が乳母車をゆっくり押しながら散歩しているのを何度も見かけたことがある。私も彼等に倣って日に一度は戸外を歩くことにした。マロースの朝など宿の近くの、雪におおわれた白樺林を歩くのは爽快だった。

ところでロシアの長い冬を、長い夜を楽しく過ごすべく私はしばしば劇場に出かけた。モスクワには劇場が40以上もあり、どの劇場も毎晩日替りのレパートリーを用意している。入場料は平均2ルーブリ(約600円)という安さ。毎週土曜日に発行される「モスクワ・レジャー」という新聞で各劇場の向こう一週間の上演予定目録を見ては急いで切符を買い求めたものである。切符は劇場でも街のキオスクでも、また、外国人向けにホテルのビューローで外貨で売っているが、人気のある演目はあつという間に売り切れてしまう。

劇場はどこも開演が午後7時。劇場に近づくと、「余分の切符はありませんか!」「余分の切符はありませんか!」の呼び声が聞えてくる。切符を入手できなかった人たちが、最後の手段とばかり劇場入口付近に立って、入ってくる一人一人に声をかけているのである。この呼び声を聞くと、何とはなしにその日の演目への期待が広がり、胸が高鳴る。

二重扉を押して中に入れば、そこはじゅうぶん暖房のきいた「温室」。クロークルームで外套と帽子を預ける。劇場に限らず、大学でも図書館でもクロークルームで働いているのは大抵60歳、70歳のお婆さんだ。重い外套(ロシアの毛皮外套は本当に重い)を掛けたり外したり、かなりの重労働であるはずなのに、

働いているお婆さんたちの姿に暗い影はみじんもない。むしろ他人の同情などはねつけるような殺さがそこにある。外套を預かる時、お婆さんは客に「オペラグラスはいかが?」と訊くのを忘れない。「ゲー」の答が返ってくると、とたんに柔和な表情になり、カウンターの下から大事そうにオペラグラスを取り出し、客の手に握らせる。貸料は30カペイカ(約90円。このうちの何程がお婆さん個人の収入になるのだろうか?)。よい席でオペラグラスが必要でないときでも、私はそれを借りる。あとで外套を受け取るとき、長い行列に並ばずにすむからだ。オペラグラスを借りたものに与えられるこの不思議な特権を行使するかしないかで帰宅時間が大幅に違ってくるのである。

さて、外套と帽子を預け、身も心も軽くなると、柔らかいじゅうたんが敷きつめられたロビーを、壁に飾られた舞台写真とかその劇場の歴代の演出家や俳優たちの肖像を眺めながら、ゆっくり歩く。第一ベルが鳴る。ホールに入りしなに公演パンフレットを買う(これもお婆さんから)。パンフレットといっても日本のように数百円、数千円もする「豪華」なものではない。オペラやバレエの場合には作品の梗概も付いているが、芝居の場合はスタッフ、キャストが示されているだけ一枚の紙片。第二ベルが鳴る。席につき、パンフレットを広げ、なじみの俳優の以前演じたあれこれの役柄、情景を思い浮べる。開演を待つこの数分間は何とも楽しい。第三ベルが鳴り、客席のざわめきがしだいにおさまってくる。頭上の灯が消える。緊張の瞬間。……芝居がはね、劇場を出れば外は雪。大きく息を吸い込んで歩き出す。粉雪が街灯に反射してキラキラ光る。感動の余韻をひきづりながら、地下鉄の駅への道を急ぐ。

(1985年7月30日記)

▶筆者は、文部省長期在外研究員(甲種)として、昭和59年8月30日から昭和60年6月29日まで10か月間チエーホフ研究のため、ソヴィエト連邦共和国及びヨーロッパ各国へ外国出張されましたので、特に寄稿を御依頼したものです。



職員 消 息

《住所変更》

教育学部

附属中学校教諭 澤井 隆

附属幼稚園教諭 野畑 美恵

文部事務官 川邊 誠

教養部

助 教 授 永井 和

計 報

経済学部庶務係長 草島幸雄氏逝去

経済学部庶務係長草島幸雄氏は、昨年12月から病氣治療のため富山県立中央病院に入院中のところ、8月23日に逝去されました。

享年48才

ここに御冥福を祈り、謹んで哀悼の意を表します。

草島係長は、昭和27年7月富山大学教育学部附属小学校に勤務され、同34年6月学生部学生課、同41年4月事務局庶務課、同45年4月庶務部人事課人事係給与主任、同46年4月附属図書館総務係長、同47年5月庶務部人事課職員係長、同51年4月庶務部人事課給与係長、同56年10月庶務部人事課任用係長、同59年4月経済学部庶務係長に配置換となり、この間33年の長きにわたり、一貫して持前の適切な判断力と責任感をもって職務を全うされ、常に本学の中堅職員の範として今後の活躍を期待されていただけに、その急逝が惜まれます。

主 要 行 事

本 部

- 8月2日 昭和61年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施担当者会議（於 名古屋大学）
- 5日 金沢大学辰口共同研修センター運営協議会（於 金沢大学）
- 6日 学務関係係長会議
- 7日 安全管理関係説明会
- 19～22日 昭和60年度富山県内国立学校等事務職員（初任者）研修（於 富山大学、立山少年自然の家）
- 20日 昭和60年度文部省北陸地区共同行事体育大会（於 金沢大学）

- 20～23日 第29回(昭和60年度)中部地区学生補導厚生研究会東海・北陸地区研修会（於 富山県民会館）
- 22日 公開講座「健康・スポーツ教室」開講（～10月5日まで）
- 22～23日 第18回東海・北陸・近畿地区経理系部長会議（於 大阪教育大学）
- 23日 第9回北陸地区会計事務担当者連絡協議会（於 富山医科薬科大学）
- 24～25日 庶務部レクリエーション（於 山代温泉）
- 27～28日 大学院問題検討懇談会（於 金沢大学）
- 28～30日 昭和60年度国立学校事務電算化講習会（於 名古屋大学）

31日 親和会レクリエーション
(於 白樺ハイツ)

人文学部

8月10日 事務連絡会
22日 係長連絡会

教育学部

8月
7～8日 パーソナルコンピュータによる教育情報処理セミナー
(於 教育実践研究指導センター)
20～21日 全国国立大学附属学校園長会総会
(於 唐津市)
24～25日 呉山会レクリエーション (於 山中温泉)
26日 人事教授会 (持ち回り)
26～28日 公開講座「マイクロコンピュータの教育利用」—LOGOを学ぶ—
(於 教育実践研究指導センター)
27～29日 教員養成学部学生合宿研修
(於 立山少年自然の家)
29日 附属小学校, 附属中学校第2学期始業式

経済学部

8月1日 教授会
31日 学部補導委員会
9月
31～1日 経済学部・経営短期大学部合同(親睦会)
レクリエーション (於 芦原温泉)

理学部

8月10日 事務連絡会
22日 係長連絡会
26日 大学院理学研究科入学願書受付
(8月31日まで)

工学部

8月1日 授業終了
1～2日 日本工業教育協会第33回年次大会
(於 北海道大学工学部)
5日 第2期移転作業開始
学部補導委員会
17日 大学院工学研究科入学願書受付
(8月23日まで)

附属図書館

8月1日 第2回北信越地区国立大学図書館ネットワーク検討委員会北陸部会 (於 金沢大学)
5日 係長事務打合せ
19日 工学部分館の第2期移転作業開始
24～25日 附属図書館レクリエーション (於 下呂温泉)

保健管理センター

8月7日 第12回全国大学保健管理協会東海・北陸地方部会保健婦・看護婦班研究集会
(於 愛知教育大学)
8日 北陸地区国立5大学合同健康増進合宿セミナー打合せ会 (於 愛知教育大学)
8～9日 第23回全国大学保健管理研究集会東海・北陸地方研究集会 (於 愛知教育大学)

経営短期大学部

8月
29～30日 国立夜間短期大学事務長会議
(於 長崎大学)
9月
31～1日 経済学部・経営短期大学部合同(親睦会)
レクリエーション (於 芦原温泉)

資 料

人事院勧告について 給与勧告について

人事院は、昭和60年8月7日国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について勧告を行いました。

今回の勧告は、俸給等については、官民較差に相当する14,312円(5.74%)の引き上げ改定の勧告を行った他、職務と責任に応じた給与の原則を推進するため、行政職等の俸給表について職務の等級の新設・統合を行うとともに、専門的な知識、技術等を必要とする特定の分野の行政に携わる職員を対象とする専門行政職俸給表を新設する等の改定を行うとする勧告を行っています。

勧告のうち、本学職員に関する給与勧告の内容は、次のとおりです。

(給与勧告の内容)

I. 官民較差

1. 較差 14,312円 5.74%
(内訳 本較差13,133円 遡及改定分 1,179円)
(5.27%) (0.47%)
2. 配分 俸給 11,907円 諸手当 1,684円
(4.78%) (0.67%)
はねかえり 721円 計 14,312円
(0.29%) (5.74%)

II. 改定の内容

1. 俸給表

- (1) 俸給表 別記第1のとおり(級制に変更)
- (2) 配分傾向 初任給, 30~40歳, 管理職員に重点
- (3) 各俸給表の平均引上率 5.2%~5.3%
- (4) 指定職俸給表 行政職の給与改定と同程度
- (5) 俸給制度の改正

ア. 等級構成の再編整備—職務の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応して、行政職俸給表(一)について8等級制を11級制に改める等、現行の各俸給表における職務の等級を職務の級に改めるとともに、再編整備を行う。
(現行は上位の職務から順に「1等級, 2等級, 3等級…」であったが、改正では逆に下位の職務から順に「1級, 2級, 3級

…」となる。)

- イ. 専門行政職俸給表の新設—航空管制官, 特許審査官・審判官, 植物・家畜防疫官, 船舶検査官等の専門的な知識, 技術等を必要とする特定の分野の行政に携わる職員の処遇の適正化を図るため新設する。
- ウ. 号俸構成の整備—一定年制の実施を踏まえ所要の号俸の増設をはかる。

(6) 俸給の切替え

新しい俸給表に切り替えることに伴う、「職務の等級」から「職務の級」への変更, 及び「旧号俸」から「新号俸」への変更は別記第2のとおり

2. 諸手当

民間における同種手当の支給状況等を考慮して、次のとおり改定

(1) 扶養手当

- ・配偶者 14,000円(現行13,200円)
- ・配偶者以外の扶養親族のうち2人
各 4,500円(現行 4,200円)

ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は、9,500円(現行 8,900円)

- ・配偶者以外の扶養親族の3人目以下
1,000円(現行どおり)

・昭和61年6月1日から児童手当制度が改められることに伴い、児童手当の支給対象となる第2子がある場合には、扶養手当の額を減額調整する。

(2) 通勤手当

ア. 交通機関等利用者

- ・全額支給限度額 20,000円(現行18,300円)
- ・ $\frac{1}{2}$ 加算限度額 4,000円(現行 3,400円)

イ. 交通用具(自転車・自動車等)使用者

a) 一般の場合

- ・片道5km未満 2,000円(現行どおり)

- ・片道5km以上～10km未満
2,700円（現行 2,600円）
- ・片道10km以上 3,600円（現行どおり）
- (b)通勤不便者の場合
 - ・片道10km以上～15km未満
5,500円（現行 5,000円）
 - ・片道15km以上～20km未満
7,500円（現行 6,800円）
 - ・片道20km以上 9,600円（現行 8,700円）
- (3) 住居手当
 - ア. 借家・借間居住者
 - ・基礎控除額 9,000円（現行どおり）
 - ・全額支給限度額 7,500円（現行どおり）
 - ・㍉加算限度額 7,500円（現行 7,200円）
 - イ. 特家居住者 1,000円（現行どおり）
- (4) 初任給調整手当

・医療職俸給表(一)以外の適用を受ける医系教官
最高支給限度額 42,000円(現行41,100円)

(5) 期末・勤勉手当

・年間支給割合 4.9月分 （現行どおり）

3. 実施時期

昭和60年4月1日（扶養手当と児童手当との
調整措置の改正は、昭和61年6月1日）

III 週休2日制

民間における情勢等を考慮すると、近い将来において4週6休制へ移行させる必要があると認められるが、4週6休制へ円滑に移行させる場合の具体的問題点を検証する趣旨で、4週5休制の枠内において、現行の運用を弾力化し、4週間につき2回の土曜日について4分の2ずつ交替で休む方式を導入するなど所要の対応策を検討する。

◎ 構内での自動車等の運転は、教育・研究に支障を
来さないよう安全運転に努め定められた交通方法、
歩行者の安全及び騒音防止に努めましょう!!

—職員会館の宿泊の御案内—

- ◎利用日……土・日曜日及び祝日も利用できます!!
- ◎申し込み……利用日の2日前までに!!
- ◎門限時刻……午後10時 ……御協力を……!!

別記第1

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	92,700	113,200	132,200	161,500	176,400	193,200	209,600	227,500	255,400	288,000	328,800
2	95,500	118,800	139,000	168,900	184,200	201,300	217,900	236,100	266,100	299,400	342,600
3	98,600	125,100	145,800	176,300	192,100	209,500	226,300	244,900	276,800	310,900	356,400
4	101,700	132,100	152,700	184,000	200,000	217,700	234,700	253,800	287,500	322,400	370,200
5	105,200	138,500	159,700	191,800	207,900	225,900	243,200	262,900	298,400	333,900	384,000
6	109,100	143,700	166,600	199,600	215,600	234,100	251,800	272,000	309,300	345,400	397,800
7	113,200	148,800	173,400	207,200	223,100	242,300	260,500	281,100	320,200	356,900	411,400
8	117,200	153,700	180,000	214,600	230,600	250,700	269,200	290,200	331,000	368,400	425,000
9	120,800	158,100	185,600	221,700	238,000	259,200	277,900	299,300	341,700	379,900	438,400
10	124,000	162,100	191,100	228,800	245,400	267,800	286,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	126,800	166,100	196,400	235,800	252,800	276,400	295,300	317,300	362,100	399,900	462,000
12	129,600	170,000	201,600	242,800	260,000	285,000	303,700	326,200	371,900	408,700	468,400
13	132,000	173,900	206,800	249,500	266,800	293,500	311,600	334,600	380,600	416,000	474,700
14	134,300	176,700	211,500	256,100	273,500	301,400	318,600	342,900	387,300	422,800	480,500
15	136,400	179,500	216,000	262,000	279,100	308,700	325,000	349,700	393,800	427,400	485,300
16	138,000	182,300	220,500	267,700	284,200	314,700	330,500	356,000	398,200		
17		185,000	224,600	271,900	288,900	320,200	335,600	360,200	402,500		
18		187,500	228,000	275,500	292,600	324,200	339,900	364,100	406,800		
19		189,500	231,200	279,000	296,200	328,000	343,800	368,000			
20			233,600	281,600	299,300	331,800	347,600	371,800			
21			236,000	284,200	302,200	335,600	351,300	375,600			
22			238,400	286,800	305,100	339,300	355,000				
23			240,700	289,300	308,000	342,900					
24			243,000	291,800	310,900	346,500					
25			245,200	294,300	313,700						
26			247,400	296,700	316,500						
27			249,600	299,100							
28				301,500							

□ 行政職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	83,300	115,600	130,900	148,100	171,300	195,200
2	85,800	120,600	136,600	153,900	177,100	201,500
3	88,300	125,700	142,300	159,700	183,000	207,900
4	90,800	130,900	148,100	165,500	188,900	214,800
5	93,400	136,100	153,800	171,300	194,800	221,700
6	96,200	141,200	159,600	176,900	200,700	228,800
7	99,400	146,200	165,100	182,200	206,400	235,900
8	102,700	151,100	170,500	187,200	211,600	243,100
9	106,400	156,000	175,800	192,200	216,700	250,300
10	110,700	160,700	181,000	197,100	221,800	257,500
11	115,600	165,400	185,700	201,900	226,900	264,600
12	120,600	169,800	190,400	206,500	232,000	271,700
13	125,600	174,200	195,000	211,100	236,900	278,600
14	130,500	178,300	199,500	215,700	241,800	284,700
15	135,200	182,200	203,900	220,300	246,600	290,600
16	139,600	185,800	208,300	224,900	251,300	296,500
17	143,700	189,300	212,700	229,000	255,800	302,400
18	147,700	192,700	217,100	232,700	260,200	307,500
19	151,200	196,100	221,300	235,900	264,200	312,400
20	154,000	198,600	225,100	239,100	268,100	316,700
21	156,800	200,700	228,100	242,100	271,700	320,900
22	159,500	202,800	230,600	244,900	275,200	324,900
23	162,200	204,800	233,000	247,700	277,600	328,300
24	164,600	206,800	235,200	250,400	280,000	
25	166,800	208,800	237,300	252,900	282,400	
26	168,800	210,800	239,400	255,400		
27	170,800	212,700	241,500	257,600		
28	172,800	214,600	243,600	259,800		
29	174,600	216,500	245,600			
30	176,400		247,600			
31	178,200		249,600			
32	180,000					

専門行政職俸給表

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	105,700	162,500	194,200	228,000	255,400	288,000	328,800
2	109,600	169,900	202,300	236,600	266,100	299,400	342,600
3	113,700	177,300	210,500	245,400	276,800	310,900	356,400
4	119,300	185,100	218,800	254,300	287,500	322,400	370,200
5	125,600	192,900	227,100	263,300	298,400	333,900	384,000
6	132,600	200,700	235,400	272,300	309,300	345,400	397,800
7	139,600	208,500	243,800	281,300	320,200	356,900	411,400
8	146,600	216,100	252,400	290,300	331,000	368,400	425,000
9	153,600	223,500	261,000	299,300	341,700	379,900	438,400
10	160,600	230,900	269,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	167,400	238,300	278,200	317,300	362,100	399,900	462,000
12	174,100	245,600	286,800	326,200	371,900	408,700	468,400
13	180,600	252,900	295,400	334,600	380,600	416,000	474,700
14	186,100	260,000	303,800	342,900	387,300	422,800	480,500
15	191,500	266,800	311,700	349,700	393,800	427,400	485,300
16	196,700	273,000	318,600	356,000	398,200		
17	201,800	278,000	325,000	360,200	402,500		
18	206,900	281,800	329,000	364,100	406,800		
19	211,500	285,400	332,800	368,000			
20	216,000	288,400	336,600	371,800			
21	220,500	291,400	340,400	375,600			
22	224,600	294,000	344,100				
23	228,000	296,500	347,700				
24	231,200	299,000	351,300				
25	233,600						

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(-)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	109,000	134,000	184,300	214,700	275,300
2	113,800	142,300	192,600	224,200	285,700
3	118,900	150,600	201,000	233,700	296,200
4	125,200	159,000	209,600	243,400	306,700
5	131,600	167,400	218,400	253,100	317,200
6	138,800	175,800	227,300	262,800	327,800
7	146,000	184,200	236,200	272,500	338,400
8	153,600	192,500	245,100	282,200	349,000
9	161,300	200,800	254,000	291,800	359,600
10	169,200	209,100	262,800	301,300	370,200
11	177,000	217,300	271,300	310,300	380,800
12	184,400	225,300	279,800	318,500	391,400
13	191,400	233,200	288,200	326,500	402,000
14	198,000	240,100	296,600	334,400	412,600
15	204,200	247,000	304,600	342,000	423,200
16	210,300	253,100	312,300	349,600	433,500
17	216,000	259,100	320,000	357,100	442,600
18	221,600	265,000	327,400	364,500	451,700
19	227,200	270,900	334,700	371,600	460,800
20	232,500	276,600	342,000	378,100	469,200
21	237,600	282,300	349,000	384,500	476,900
22	242,600	287,900	356,000	390,900	482,600
23	247,500	293,200	362,300	396,600	487,500
24	252,200	298,500	367,900	402,200	492,300
25	255,900	303,700	372,000	407,300	
26	259,600	308,100	375,400	410,800	
27	263,200	311,700	378,700	414,300	
28	266,600	315,000	381,900	417,800	
29	269,100	318,100	385,100		
30	271,600	321,200			
31	274,000	324,200			
32	276,400	327,200			
33	278,800	330,200			

□ 教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	101,100	125,900	235,700	320,000
2	104,700	133,200	244,300	329,100
3	108,900	140,500	252,900	338,200
4	113,300	147,800	261,500	347,300
5	118,400	155,000	270,100	356,400
6	124,100	162,200	278,700	365,500
7	130,600	169,400	287,300	374,600
8	137,400	176,600	296,000	383,600
9	144,400	183,800	304,700	392,600
10	151,400	190,900	313,300	401,500
11	158,300	198,400	321,900	410,100
12	165,100	206,700	330,500	418,200
13	171,900	215,100	338,900	425,600
14	178,600	223,500	347,100	432,800
15	185,300	231,900	355,200	437,400
16	192,000	240,200	363,200	
17	198,600	248,500	371,200	
18	205,200	256,700	379,200	
19	211,700	264,900	387,200	
20	217,500	273,100	394,400	
21	223,300	281,300	401,300	
22	228,700	289,500	408,000	
23	234,000	297,700	414,600	
24	239,100	305,800	418,800	
25	244,200	313,200		
26	249,200	320,400		
27	254,000	327,500		
28	258,400	334,600		
29	262,800	341,700		
30	266,200	347,800		
31	269,400	353,600		
32	272,600	358,600		
33	275,600	363,000		
34	277,900	367,300		
35	280,100	371,600		
36	282,300	374,600		
37	284,500			
38	286,700			

ハ 教育職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	101,100	108,900	201,000	316,600
2	104,700	114,400	209,700	324,700
3	108,900	119,900	218,400	332,800
4	113,300	125,900	227,100	340,900
5	118,400	133,200	235,700	349,000
6	124,100	140,500	244,300	357,000
7	130,600	147,800	252,900	365,000
8	137,400	155,000	261,500	372,800
9	144,300	162,200	270,100	379,900
10	151,200	169,400	278,600	387,000
11	157,800	176,600	287,000	393,400
12	164,300	183,800	294,800	399,700
13	170,500	190,900	302,600	404,700
14	176,700	198,400	310,200	409,700
15	182,700	206,700	317,800	413,800
16	188,600	215,100	325,300	
17	194,300	223,500	332,700	
18	199,800	231,900	340,100	
19	205,300	240,200	347,500	
20	210,500	248,500	354,700	
21	215,400	256,700	361,300	
22	220,100	264,800	367,500	
23	224,500	272,900	373,000	
24	228,700	281,000	377,700	
25	232,100	288,500	381,600	
26	235,400	295,700	384,700	
27	238,200	302,900	387,700	
28	240,700	309,600	390,700	
29	243,100	316,000		
30	245,400	322,100		
31	247,500	328,100		
32	249,600	333,900		
33	251,700	339,100		
34		344,200		
35		348,800		
36		352,700		
37		356,500		
38		360,200		
39		362,800		

医療職俸給表

□ 医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	95,600	117,100	149,100	170,500	201,300	236,100	264,700	321,900
2	98,800	122,500	156,100	177,900	209,700	244,900	275,700	333,600
3	102,200	128,900	163,200	185,300	218,200	253,800	286,700	345,300
4	106,500	135,300	170,400	192,800	226,700	262,900	297,700	357,300
5	110,900	141,700	177,700	200,500	235,200	272,000	308,700	369,300
6	115,600	148,200	185,000	208,200	243,700	281,100	319,700	381,200
7	121,000	154,700	192,400	215,900	252,200	290,200	330,700	393,100
8	127,300	161,200	199,900	223,600	260,700	299,300	341,500	404,900
9	133,500	167,700	207,500	231,200	269,200	308,700	352,100	416,600
10	139,200	174,100	215,000	238,700	277,800	317,300	362,100	428,300
11	144,200	180,400	222,200	246,100	286,300	326,200	371,900	435,300
12	149,200	186,000	229,200	253,400	294,500	334,600	380,600	441,400
13	154,000	191,500	236,100	260,700	302,300	342,900	387,300	447,300
14	158,200	196,900	243,000	267,700	309,700	349,700	393,800	452,700
15	162,300	202,200	249,800	274,600	315,700	356,000	400,200	458,000
16	166,300	207,400	256,400	280,300	321,600	360,200	404,500	462,500
17	170,200	212,200	262,700	285,400	326,800	364,100	408,800	
18	174,100	216,700	268,700	290,400	331,700	368,000		
19	176,900	221,200	273,200	294,200	335,500	371,800		
20	179,700	225,300	277,000	297,900	339,300	375,600		
21	182,300	228,500	280,700	301,300	342,900			
22	184,300	230,900	283,400	304,600	346,500			
23	186,300	233,300	286,000	307,500	350,100			
24		235,500	288,600	310,300				
25		237,700	291,000					
26		239,900	293,400					
27			295,800					

ハ 医療職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	100,300	115,200	154,900	174,100	201,900	231,500
2	103,900	120,600	161,000	180,700	209,200	239,600
3	107,700	125,900	167,500	187,300	216,500	247,900
4	111,500	131,700	174,000	193,900	223,800	256,400
5	115,200	137,500	180,500	200,500	231,100	265,200
6	120,600	143,300	187,000	207,200	238,100	274,000
7	125,800	149,000	193,400	213,900	245,100	282,800
8	131,500	154,700	199,800	220,600	252,100	291,600
9	137,300	160,300	206,200	227,200	259,000	300,400
10	142,900	165,900	212,600	233,800	265,900	309,200
11	148,400	171,500	218,900	240,300	272,800	317,900
12	153,800	176,900	225,300	246,800	279,700	326,500
13	159,000	182,300	231,600	253,200	286,600	335,100
14	164,100	187,500	237,900	259,600	293,500	343,300
15	169,100	192,700	244,200	266,000	300,400	351,400
16	174,100	197,900	250,400	272,200	307,300	358,800
17	178,800	203,000	256,500	278,400	313,800	366,200
18	183,500	207,900	262,600	284,500	319,600	372,900
19	188,100	212,800	268,500	290,500	324,100	379,000
20	192,700	217,700	274,300	295,800	328,300	383,000
21	197,100	222,600	280,000	300,800	332,500	386,700
22	201,400	227,400	285,500	305,500	336,000	390,400
23	205,600	232,200	290,000	309,100	339,200	
24	209,200	237,000	294,300	312,500	341,900	
25	212,700	241,800	298,400	315,700		
26	215,800	246,600	301,600	318,500		
27	218,900	250,800	304,700	321,200		
28	221,900	254,800	307,300	323,800		
29	224,200	258,700	309,800			
30	226,500	261,200	312,300			
31	228,800	263,600	314,800			
32	231,000	266,000				
33		268,400				

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	450,000
2	496,000
3	553,000
4	611,000
5	659,000
6	709,000
7	771,000
8	831,000
9	890,000
10	948,000
11	1,004,000
12	1,025,000

別記第2

俸給の切替え

新俸給表適用日（以下「切替日」という。）における俸給の切替えは、次のとおりとなります。

1. 「職務の級」への切替え

- (1) 切替日において行政職俸給表、教育職俸給表等本学職員が該当している俸給表の適用を受ける職員の切替日における「職務の級」は、切替日の前日における職務の等級（以下「旧等級」という。）に対応する「職務の級」とする。（別表第1のイ参照）
- (2) 切替日の前日において行政職俸給表(一)の適用を受けている職員が、切替日に専門行政職俸給表の適用を受けることとなった場合の切替日における「職務の級」は、切替日の前日における旧等級に対応する「職務の級」とする。（別表第1のロ参照）

2. 「号俸」の切替え

- (1) 切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日における「職務の級」ごとにその者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）に応じた「別表第2」及び「別表第3」に定める号俸とする。

（注）「別表第3」は、行政職俸給表(二)、医療職俸給表(二)及び専門行政職俸給表の「1級」となる場合の表です。

◎ 退庁、退室の際には、戸締りの徹底・電気、ガスの消し忘れ、タバコの吸殻の後始末に十分注意し、盗難の防止・火災の予防に心がけましょう!!

◎ 電気、ガス、水の省エネ・省資源に協力しましょう!!

別表第1

イ 切替日において専門行政職俸給表以外の俸給表の適用を受けることとなる職員

俸給表	旧等級	職務の級
行政職俸給表(一)	8等級	1級
	7等級	2級
	6等級	3級
	5等級	4級
		5級
	4等級	6級
		7級
	3等級	8級
	2等級	9級
10級		
1等級	11級	
行政職俸給表(二)	5等級	1級
	4等級	
	3等級	2級
	2等級	3級
		4級
	1等級	5級
特1等級	6級	

俸給表	旧等級	職務の級	
教育職俸給表(一)	5等級	1級	
	4等級	2級	
	3等級	3級	
	2等級	4級	
	1等級	5級	
教育職俸給表(二)	3等級	1級	
	2等級	2級	
	教育職俸給表(三)	1等級	3級
		特1等級	4級
医療職俸給表(一)	6等級	1級	
	5等級		
	4等級	2級	
	3等級	3級	
		4級	
	2等級	5級	
	特2等級	6級	
	1等級	7級	
	特1等級	8級	
	医療職俸給表(二)	4等級	1級
3等級		2級	
2等級		3級	
		4級	
1等級		5級	
特1等級		6級	

ロ 切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員

旧等級	職務の級
8等級	1級
7等級	
6等級	
5等級	2級
4等級	3級
3等級	4級
2等級	5級
	6級
1等級	7級

- (例) ・行政職(一)6等級 → 行政職(一)3級
 ・行政職(二)3等級 → 行政職(二)2級
 ・教育職(一)2等級 → 教育職(一)4級

- ・行政職(一)5等級 → 行政職(一)4級又は5級
 ・行政職(二)2等級 → 行政職(二)3級又は4級
 ・教育職(一)1等級 → 教育職(一)5級

別表第2

イ 行政職俸給表(-)

旧号俸	新 号 俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1		1	1						1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18		18	18	17	15	17	15	17			
19		19	19	18	16	18	16	18			
20			20	19	16	19	17	19			
21			21	20	17	20	18				
22			22	21	17	21	18				
23			23	22	18	22	19				
24			24	23	19						
25				24	19						
26				25	20						

俸 給 表	旧 等 級	職務の級
行政職俸給表(-)	8 等 級	1 級
	7 等 級	2 級
	6 等 級	3 級
	5 等 級	4 級
		5 級
	4 等 級	6 級
		7 級
	3 等 級	8 級
	2 等 級	9 級
		10 級
	1 等 級	11 級

- (例) ・ 行政職(-)6 等級12号俸 → 行政職(-)3 級12号俸
 ・ 行政職(-)5 等級15号俸 ↗ 行政職(-)4 級14号俸 (4 級に格付けの場合)
 ↘ 行政職(-)5 級12号俸 (5 級に格付けの場合)

□ 行政職俸給表(二)

旧号俸	新 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1
3	3	3	1	1	2
4	4	4	1	2	3
5	5	5	2	3	4
6	6	6	3	4	5
7	7	7	4	5	6
8	8	8	5	6	7
9	9	9	6	7	8
10	10	10	7	8	9
11	11	11	8	9	10
12	12	12	9	10	11
13	13	13	10	11	12
14	14	14	11	12	13
15	15	15	12	13	14
16	16	16	13	14	15
17	17	17	14	15	16
18	18	18	15	16	17
19	19	19	16	17	18
20	20	20	17	18	19
21	21	21	18	19	20
22	22	22	19	20	21
23	23	23	20	21	22
24	24	24	20	22	23
25	25	25	21	23	
26		26	22		
27		27	22		
28		28	23		

俸 給 表	旧 等 級	職務の級
行政職俸給表(二)	5 等 級	1 級
	4 等 級	
	3 等 級	2 級
	2 等 級	3 級
		4 級
	1 等 級	5 級
	特 1 等 級	6 級

- (例) ・行政職(二) 3 等級17号俸 → 行政職(二) 2 級17号俸
 ・行政職(二) 2 等級11号俸 ↗ 行政職(二) 3 級11号俸 (3 級に格付けの場合)
 ↘ 行政職(二) 4 級 8 号俸 (4 級に格付けの場合)

ハ 専門行政職俸給表

旧号俸	新 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1				1	1	1
2	1	1	1	2	1	2
3	2	2	2	3	1	3
4	3	3	3	4	1	4
5	4	4	4	5	2	5
6	5	5	5	6	3	6
7	6	6	6	7	4	7
8	7	7	7	8	5	8
9	8	8	8	9	6	9
10	9	9	9	10	7	10
11	10	10	10	11	8	11
12	11	11	11	12	9	12
13	12	12	12	13	10	13
14	13	13	13	14	11	14
15	14	14	14	15	12	15
16	15	15	15	16	12	
17	16	16	16			
18	17	17	17			
19	18	18	18			
20	19	19	19			
21	19	20				
22	20	21				
23	21	22				
24	22					
25	23					
26	24					

旧 等 級	職務の級
8 等 級	1 級
7 等 級	
6 等 級	
5 等 級	2 級
4 等 級	3 級
3 等 級	4 級
2 等 級	5 級
	6 級
1 等 級	7 級

リ 教育職俸給表(-)

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		
2	2	2	2	1	
3	3	3	3	2	1
4	4	4	4	3	2
5	5	5	5	4	3
6	6	6	6	5	4
7	7	7	7	6	5
8	8	8	8	7	6
9	9	9	9	8	7
10	10	10	10	9	8
11	11	11	11	10	9
12	12	12	12	11	10
13	13	13	13	12	11
14	14	14	14	13	12
15	15	15	15	14	13
16	16	16	16	15	14
17	17	17	17	16	15
18	18	18	18	17	16
19	19	19	19	18	17
20	20	20	20	19	18
21	21	21	21	20	19
22	22	22	22	21	20
23	23	23	23	22	21
24	24	24	24	23	22
25	25	25	25	24	23
26	26	26	26	25	24
27	27	27		26	
28	28	28			
29	29	29			
30	30				

俸給表	旧等級	職務の級
教育職俸給表(-)	5等級	1級
	4等級	2級
	3等級	3級
	2等級	4級
	1等級	5級

- (例) ・教育職(-)3等級13号俸 → 教育職(-)3級13号俸
 ・教育職(-)2等級17号俸 → 教育職(-)4級16号俸
 ・教育職(-)1等級20号俸 → 教育職(-)5級18号俸

又 教育職俸給表(二)

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1		1		1
2	1	1	1	2
3	2	2	2	3
4	3	3	3	4
5	4	4	4	5
6	5	5	5	6
7	6	6	6	7
8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	
17	16	16	16	
18	17	17	17	
19	18	18	18	
20	19	19	19	
21	20	20	20	

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
22	21	21	21	
23	22	22	22	
24	23	23	23	
25	24	24	24	
26	25	25		
27	26	26		
28	27	27		
29	28	28		
30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		
35	34	34		
36		35		
37		36		

俸 給 表	旧 等 級	職務の級
教育職俸給表(二)	3 等 級	1 級
	2 等 級	2 級
	1 等 級	3 級
	特 1 等 級	4 級

- (例) ・教育職(一)2 等級18号俸 → 教育職(二)2 級17号俸
 ・教育職(二)1 等級8号俸 → 教育職(二)3 級7号俸
 ・教育職(二)特1 等級10号俸 → 教育職(二)4 級10号俸

ル 教育職俸給表(三)

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1		1		1
2	1	2	1	2
3	2	3	2	3
4	3	4	3	4
5	4	5	4	5
6	5	6	5	6
7	6	7	6	7
8	7	8	7	8
9	8	9	8	9
10	9	10	9	10
11	10	11	10	11
12	11	12	11	12
13	12	13	12	13
14	13	14	13	14
15	14	15	14	15
16	15	16	15	
17	16	17	16	
18	17	18	17	
19	18	19	18	
20	19	20	19	
21	20	21	20	

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
22	21	22	21	
23	22	23	22	
24	23	24	23	
25	24	25	24	
26	25	26	25	
27	26	27	26	
28	27	28	27	
29	28	29	28	
30	29	30		
31	30	31		
32		32		
33		33		
34		34		
35		35		
36		36		
37		37		
38		38		
39		39		

俸 給 表	旧 等 級	職務の級
教育職俸給表(三)	3 等 級	1 級
	2 等 級	2 級
	1 等 級	3 級
	特 1 等 級	4 級

- (例) ・教育職(三) 2 等級15号俸 → 教育職(三) 2 級15号俸
- ・教育職(三) 1 等級19号俸 → 教育職(三) 3 級18号俸
- ・教育職(三) 特 1 等級 7 号俸 → 教育職(三) 4 級 7 号俸

㊦ 医療職俸給表(二)

旧号 俸	新 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	2	2	2	2
3	3	3	1	3	3	3	3
4	4	4	1	4	4	4	4
5	5	5	2	5	5	5	5
6	6	6	3	6	6	6	6
7	7	7	4	7	7	7	7
8	8	8	5	8	8	8	8
9	9	9	6	9	9	9	9
10	10	10	7	10	10	10	10
11	11	11	8	11	11	11	11
12	12	12	9	12	12	12	12
13	13	13	10	13	13	13	13
14	14	14	11	14	14	14	14
15	15	15	12	15	15	15	15
16	16	16	13	16	16	16	16
17	17	17	14	17	17		
18	18	18	15	18			
19	19	19	16	19			
20	20	20	17	20			
21	21	21	18				
22	22	22	18				
23	23	23	19				
24	24	24	19				

俸 給 表	旧 等 級	職務の級
医療職俸給表(二)	6 等 級	1 級
	5 等 級	
	4 等 級	2 級
	3 等 級	3 級
		4 級
	2 等 級	5 級
	特2等級	6 級
	1 等 級	7 級
	特1等級	8 級

- (例) ・ 医療職(二) 3 等級13号俸 ↗ 医療職(二) 3 級13号俸 (3 級に格付けの場合)
 ↘ 医療職(二) 4 級10号俸 (4 級に格付けの場合)

夕 医療職俸給表(三)

旧号俸	新 号 俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2
3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	17	17	20
21	21	21	21	18	18	21
22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	20	20	
24	24	24	24	21	21	
25	25	25	25	22	22	
26	26	26	26	23	23	
27	27	27	27	23	24	
28	28	28	28	24		
29	29	29				
30		30				

俸 給 表	旧 等 級	職務の級
医療職俸給表(三)	4 等 級	1 級
	3 等 級	2 級
	2 等 級	3 級
		4 級
	1 等 級	5 級
	特 1 等 級	6 級

(例) ・医療職(三) 3 等級20号俸 → 医療職(三) 2 級20号俸
 ・医療職(三) 2 等級16号俸 ↗ 医療職(三) 3 級16号俸
 ↘ 医療職(三) 4 級13号俸

別表第3

イ 行政職俸給表(二)

旧号俸		新号俸
5等級	4等級	
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23	17	21
24		
25	18	22
26	19	23
27		
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

ロ 専門行政職俸給表

旧号俸			新号俸
8等級	7等級	6等級	
2から6まで			1
7			2
8	1		3
9	2		4
10	3		5
11	4	1	6
12	5	2	7
13			
14			
15	6	3	8
16			
17			
	7	4	9
	8	5	10
	9	6	11
	10	7	12
	11		
	12	8	13
	13	9	14
	14		
	15		
	16	10	15
	17		
	18	11	16
	19		
		12	17
		13	18
		14	19
		15	20
		16	21
		17	22
		18	23
		19	24
		20	25

ニ 医療職俸給表(二)

旧号俸		新号俸
6等級	5等級	
2		1
3		2
4	1	3
5	2	4
6	3	5
7	4	6
8	5	7
9	6	8
10	7	9
11		
12	8	10
13		
	9	11
	10	12
	11	13
	12	14
	13	15
	14	16
	15	17
	16	18
	17	19
	18	20
	19	21
	20	22

休暇の勧告について

人事院は、昭和60年8月7日国会及び内閣に対し、一般職の職員の休暇について勧告を行いました。

一般職の職員の休暇については、昭和22年に国家公務員法が制定された際、「国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律」によって「従前の例」によることとされ、年次休暇に関する大正11年閣令第6号、年末年始に関する明治6年太政官布告第2号、父母の祭日に関する明治6年太政官達第318号等による旧官吏制度下の休暇制度がそのまま、経過的制度として、現在まで引き継がれてきている。このため、人事院は、公務内外の情勢に応じて随時必要な措置を執り得るものとするよう、休暇に関する制度を法制的に整備し、併せて、その内容についても現在の社会情勢に適応したものとする必要があると認め、勧告を行っています。

勧告の具体的内容は、次のとおりです。

(休暇勧告の内容)

I. 法制的規定

職員の休暇に関する制度は、一般職の職員の給与に関する法律で規定する。

II. 改定の内容

1. 休暇の種類

年次休暇、特別休暇、病気休暇（現行どおり）

2. 年次休暇

1年に20日（現行どおり）

繰越し（翌年に限り10日まで）（現行どおり）

3. 特別休暇

次のような改定を行うほか、所要の体系整理を行う。

(1) 「結婚」 新設 日数→5日

(2) 「配偶者の出産」 新設 日数→2日

(3) 「親族の死亡」（親族に応じ1日～7日）

(ア) 配偶者の伯叔父母1日 廃止

(イ) 配偶者の死亡 10日→7日に縮減する。

(4) 「父母の祭日」 一定の制限を設ける。

4. 病気休暇（現行どおり）

5. 休日等

国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の特別休暇を休日とした。（年末年始を特別休暇から移行）

6. 非常勤職員の休暇

常勤を要しない職員の休暇について、人事院規則で定めることとした。

7. 実施時期

昭和61年1月1日

昭和60年度国家公務員健康週間

昭和60年10月1日～7日

——努めてますか

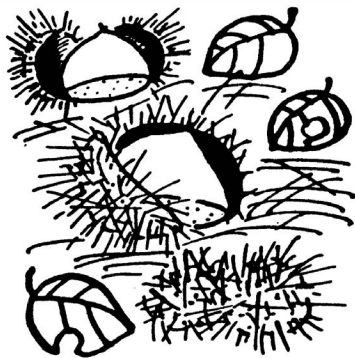
心とからだの健康づくり——

昭和60年度教職員文化展 作品募集

文化展日時 11月6日(水)～8日(金)

展示会場 学生会館

教職員・家族の作品を募集しております。詳細については
人事課職員係（内線212）へ問い合わせてください。



編集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 中央印刷株式会社
富山市下奥井1-4-5
電話 32-6572(代)